

Dreamin'社労士事務所  
株式会社ほけん夢工房  
事務所だより

2024

5



ルノワール「ムーラン・ド・ラ・ギャレットの舞踏会」

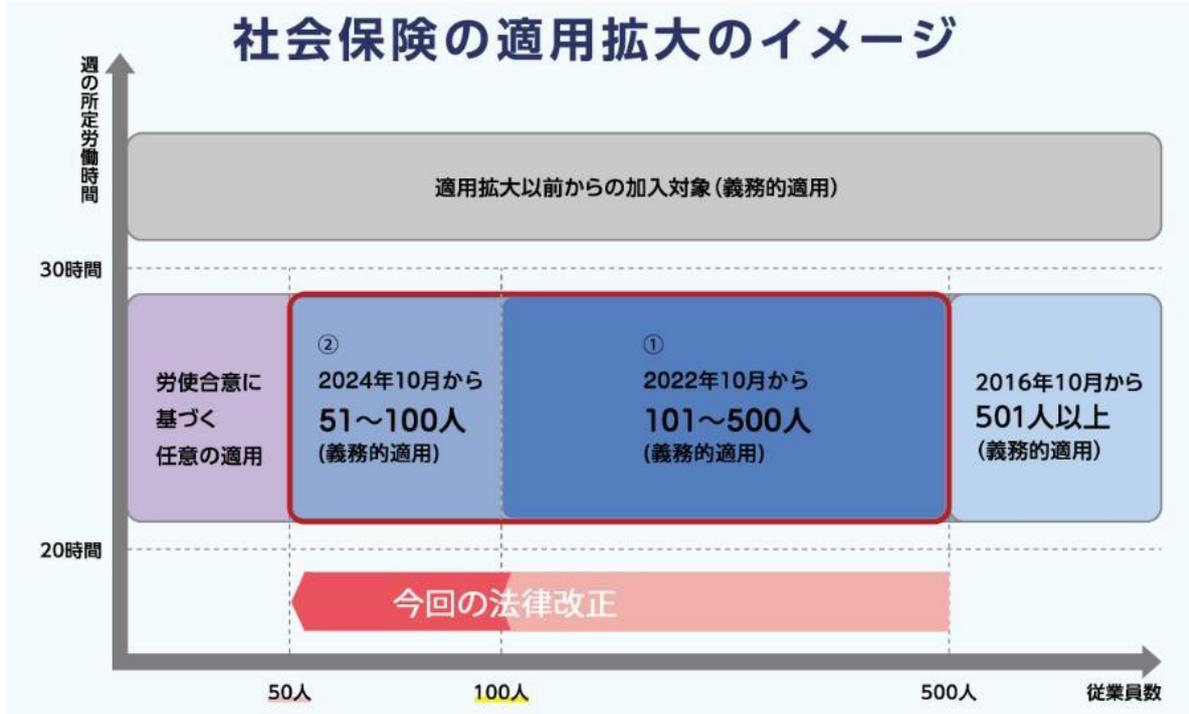
☪ MENU ☪

- メイン TOPIX 「社会保険の適用拡大 2024 年 10 月から従業員数 51 人以上に」
- 厚労省 TOPIX 「後期高齢者医療制度の令和 6・7 年度の保険料率について」 etc.
- 保険 TOPIX 「生成 AI 専用保険の提供開始」 etc.
- 最高裁判例 「同意なき配置転換、職種限定では違法」
- 今月の主な手続き一覧
- いつかは行ってみたい世界遺産 「ドブロヴニク旧市街（クロアチア）」

## ●メイン TOPIX 「社会保険の適用拡大 2024 年 10 月から従業員数 51 人以上に」

- ・2024 年 10 月より社会保険の加入対象が従業員数 101 名以上の企業から、**51 名以上**の企業に拡大されます（週の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の場合）。将来的には 50 人以下の企業も対象になる見通しです。詳細は [社会保険適用拡大特設サイト](#) をご覧下さい。

[社会保険料かんたんシミュレーター](#)で、年間の社会保険料の**事業主負担額**も確認できます。



## ●厚労省 TOPIX 「後期高齢者医療制度の令和 6・7 年度の保険料率について」

- ・1982 年（昭和 57 年）から始まった「老人保健法」が改正され、2008 年（平成 20 年）から新たに後期高齢者医療制度が創設されました。

これにより、75 歳以上の後期高齢者（65 歳以上 75 歳未満で一定の障害のある方を含む）を対象とした医療制度となり、高齢者負担分（1 割）・現役世代からの支援金（4 割）・公費（5 割）で賄われています。

この高齢者負担分（保険料率）が **2 年に 1 度改定**され、令和 4・5 年度は、均等割 47,777 円／所得割率 9.34%/平均保険料額 6,575 円でしたが、令和 6 年度は、均等割 50,389 円（2,612 円アップ）／所得割率 10.21%（0.87%アップ）/平均保険料額 7,082 円（507 円アップ）、令和 7 年度は、均等割・所得割率は令和 6 年度と同じで、平均保険料額は 7192 円（110 円アップ）となります。

	均等割 (月額)	所得割	平均保険料額 (月額)	増減 (月額)
令和 4・5 年度	3,981 円	9.34%	6,575 円	—
令和 6 年度	4,199 円	10.21%	7,082 円	+507 円
令和 7 年度	4,199 円	10.21%	7,192 円	+110 円

参考：厚生労働省「[後期高齢者医療制度の令和 6・7 年度の保険料率について](#)」

## ● 保険 TOPIX 「生成 AI 専用保険の提供開始」

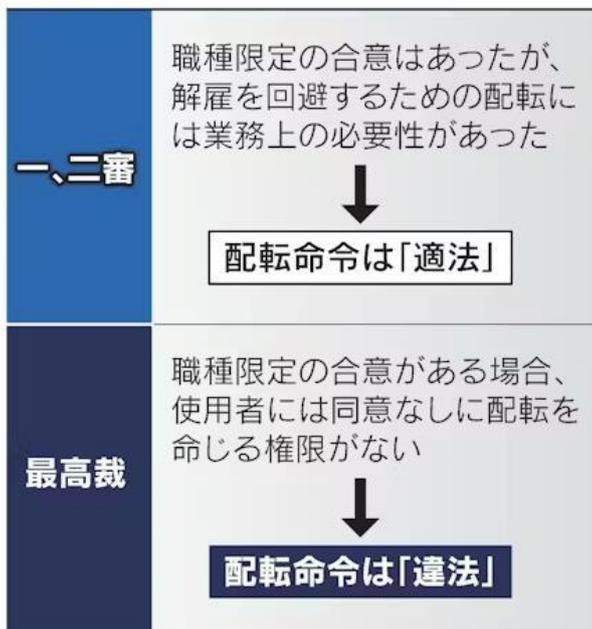
- ・「[あいおいニッセイ同和損保](#)」と AI 技術開発会社の「[株式会社 Archaic \(アルカイク\)](#)」は、国内初となる「生成 AI 専用保険」を共同で開発し、2024 年 3 月から提供を開始する。今後はこのような新たなリスクに対する商品やサービスにも注目です。 参考：「[生成 AI 専用保険の提供開始](#)」より

保険契約者／被保険者		
保険契約者：Archaic（生成 AI を使用したサービスを開発・提供している企業） 被保険者：Archaic（契約者）が開発した生成 AI を利用する企業		
リスク	補償例	
知的財産権侵害	生成 AI を使用し生成した製造物が知的財産権（特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権）を侵害したとして、権利者から訴訟を起こされた場合（国内の訴訟に限定）	
情報漏えい	生成 AI 使用に起因して、自社の機密情報が外部に漏洩し、そのことが新聞やテレビ等で報道された場合	
ハルシネーション	人格権侵害	生成 AI 使用に伴い、口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシー侵害、その他不適切な表現が新聞やテレビ等で報道された場合
	名誉棄損	
	その他不適切な表現	
対象となる損害		
①調査費用（なぜ事故が起こったのか原因分析時に発生する費用）		
②法律相談費用		
③再発防止費用（コンサルティング費用等）		
④記者会見・社告費用		
⑤被害者への見舞金		

## ● 最高裁判例 「同意なき配置転換、職種限定では違法」

- ・仕事を特定の職種に限って働く人に対し、使用者が別の職種への配置転換を命じられるかが争われた訴訟で、最高裁は 4 月 26 日、労働者の同意がない配転命令は「違法」とする初判断を示した。労働環境の変更を巡り、労使間の合意を重く捉えた判断といえる。

### 配転命令を巡る訴訟の判断



参考：[日本経済新聞 2024 年 4 月 26 日の記事](#)

原告は滋賀県の社会福祉協議会が運営する福祉施設で、福祉用具などを改造する技師として約 18 年間勤務した。施設側は 2019 年、事前に打診することなく総務課に配転する人事異動を内示した。男性は配転命令は違法だとし、損害賠償などを求めた。

男性側は労働契約で職種を限定している以上、本人の同意なく職種を変えることは許されないと訴えた。協議会側は需要が減少し技師を置く経営上の合理性はなかったなどと主張した。

今後は、職種限定合意がある労働者に対し、丁寧に配置転換の同意を求めると同時に、労働者の意向を尊重し、どうしても折り合いがつかない場合の対応を整理解雇等を含めどうするのが重要になりそうです。

## ● 今月（5月）の主な手続き一覧

- 5月10日 ● 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
● 雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
- 5月31日 ● 健保・厚年保険料の納付

## ● いつかは行ってみたい世界遺産「ドブロヴニク旧市街（クロアチア）」



- ・世界遺産登録：1979年 アドリア海の真珠ともいわれるオレンジの屋根の美しい街並み  
人口：42,600人 ジブリ映画「魔女の宅急便」のモデルとなった街



株式会社  
ほけん 夢工房

〒579-8022 東大阪市山手町15-17-105

072-970-6825

info @ h-yumekobo.co.jp

<https://h-yumekobo.co.jp>



Dreamin' 社労士事務所

06-6616-8150

info @ dreamin-sr.com

<https://dreamin-sr.com>

